

広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十三号

#### 広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福山市津之郷町」を「福山市水呑町」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、福山若草園を構成する施設として宿泊施設を設け、設置の目的を達成するため当該施設を利用させる業務を行う。

第四条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 宿泊施設の利用の許可に関すること。

第五条に次の二項を加える。

2 宿泊施設を利用しようとする者は、規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認又は前項の許可をする場合において、福山若草園の管理上必要な限度において条件を付することができる。

第十五条を第十七条とする。

第十四条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「終了したとき」の下に「（利用の許可を受けた者が第十一条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）」を加え、同条を第十五条とする。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条第一号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用許可の取消し等）

第十一条 指定管理者は、第五条第二項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一 許可された利用目的以外に宿泊施設を利用したとき。

二 第六条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第五条第三項の規定により付された条件に違反したとき。

五 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによつて、利用の許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

第八条中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「別表第一」の下に「又は別表第二」を加え、同条を第八条とする。

第六条第一項中「福山若草園」を「福山若草育成園又は福山若草療育園」に、「別表第二」を「別表第三」に、「医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとして」を「若しくは医療又はこれらに類するものとしての」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 宿泊施設を利用する者は、次に掲げる場合を除き、指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

一 小学校就学の始期に達するまでの者が利用する場合

二 福山若草園において奉仕活動を行うために利用する場合

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(利用許可の制限)

第六条 指定管理者は、宿泊施設の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないときと認められるとき。

二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 福山若草園の管理及び運営上支障があると認められるとき。

別表第一中「(第六条、第七条関係)」を「(第七条、第八条関係) 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する場合の利用料金」に改める。

別表第二中「(第六条関係)」を「(第七条関係) 手数料」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第七条、第八条関係) 宿泊施設を利用する場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金の範囲
研修のために利用する者	就職している者	一人一泊につき	一、三〇〇円以内
	就職していない者		一、三〇〇円以内
福山若草療育園の入所者の三親等以内の親族			一、五〇〇円以内

備考 この表において「一泊」とは、午後四時から翌日の午前九時までの利用をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。